

償却資産（固定資産税）の申告は1月31日まで

～令和2年1月1日現在の所有状況を申告～

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を、所在する市町村に申告しなければなりません。

- 受付期間：1月6日(月)～31日(金) (土日、祝日を除く)
- 申告書提出先：役場町民税務課または歌津総合支所
- 提出書類：償却資産申告書および種類別明細書

償却資産とは

漁業、農業などの自営業者、工場、商店、アパート経営などを行っている人が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、備品などのことです(土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く)。

業種別の償却資産

- 漁業：漁船、船外機、漁具など
- 農業：農機具、ビニールハウス、耕運機など
- 工場：受変電設備、施盤、溶接機など
- 小売業：冷蔵庫、陳列棚、レジスターなど
- 不動産業：舗装工事、駐輪場、フェンスなど

太陽光発電設備に係る償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。次に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

設置者	申告が必要となる場合
個人(住宅用)	家屋の屋根、土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となりますので申告が必要です。
個人(個人事業主)	個人事業主が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入にかかわらず申告の対象となります。
法人	発電出力、売電の有無にかかわらず、事業用資産として申告の対象となります。

※昨年末までに申告された人には、償却資産申告書を送付しています。新たに申告をするために申告書が必要な人は、町民税務課資産税係まで連絡してください。また、前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書の所定事項に記入の上、必ず申告書を提出してください。

町民税務課資産税係 ☎46-1372

国民年金だより

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金に加入しましょう

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。皆さんの中には「年金なんて先のことだから関係ない」と思っている人はいませんか？国民年金は、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やけがで重い障害が残ったときなどに年金を受け取ることができる制度です。

日本国内にお住いの20歳から60歳までの全ての人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◎加入手続きが必要な方は

学生や自営業者などの人で、20歳になって第1号被保険者となる人(学生、自営業者、農漁業の人、無職の人も含めます)は、住民登録している市区町村で手続きをしてください。公務員、社会保険加入者の人は第2号被保険者となり、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◎保険料は月額16,410円(令和元年度)です

国民年金の第1号被保険者の令和元年度の保険料は月額16,410円です。

学生やアルバイトなどで収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

◎保険料の猶予・免除制度について

「学生納付特例制度」は、所得がない学生本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者の人などは、経済的な理由などによって保険料の納付が困難なときに、本人の申請によって「保険料免除制度」を利用することもできます。

※年金についての相談、手続きについては町または年金事務所に問い合わせください。

石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 役場 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

〈次回の年金相談会〉

【日時】1月8日(水) 午前10時～午後3時30分

【場所】役場1階相談室

※石巻年金事務所へ事前予約をしてください。



おらほの納税教室

確定申告では、個人番号確認書類・本人確認書類が必要です

- ★マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている人は、マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。
- ★マイナンバーカードを持っていない人は、以下の書類をお持ちください。

個人番号確認書類	本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ● 通知カード ● 住民票の写し (マイナンバーの記載があるものに限り) ※いずれか1つ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険証 ● パスポート ● 身体障害者手帳 ※いずれか1つ



令和2年度 町民税申告受付日程

★受付できる世帯区分(世帯の収入の種類によって、受付日が異なります)

受付区分 A	漁業や農業、自営業などの事業収入があり、事業収入の合計金額が100万円未満(1円～999,999円まで)の世帯
受付区分 B	漁業や農業、自営業などの事業収入があり、事業収入の合計金額が100万円以上(1,000,000円～9,999,999円まで)の世帯 ※事業収入の合計金額が1,000万円以上ある人は、翌年以降の消費税申告が必要ですので、町の申告会場では受け付けできません。
受付区分 C	漁業や農業、自営業などの事業収入が全くない世帯 (例)・給与収入、年金収入のみの世帯 ・受付区分「A」および「B」に該当しない世帯で、土地や建物などの譲渡収入、不動産の貸付による不動産収入などがある世帯
受付区分 D	収入の種類や地区に関係なく、指定日に来場できない世帯(受付時間にご注意ください) ※当日は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

★受付カレンダー(受付会場と受付区分を確認してください)

会場	日付	曜日	受付区分	受付時間	対象地区(行政区)等
南三陸町役場 第1庁舎 大会議室(2階)	2月13日	木	C		戸倉地区
	2月14日	金	C		入谷地区
	2月15日	土	休み		
	2月16日	日	休み		
	2月17日	月	A		
	2月18日	火	B		
	2月19日	水	C		志津川地区(沼田、天王山、天王山中央、東ヶ丘、沼田東)
	2月20日	木	C		志津川地区(新井田、志津川中央、中央、大森)
	2月21日	金	休み		
	2月22日	土	休み		
	2月23日	日	休み		
	2月24日	月	C	※	町内全地区 ※受付時間にご注意ください。
	2月25日	火	C		志津川地区(旭ヶ丘、西ヶ丘)
	2月26日	水	A		
2月27日	木	C		志津川地区(指定のない行政区)	
2月28日	金	休み			
2月29日	土	休み			
3月1日	日	C	※	町内全地区 ※受付時間にご注意ください。	
3月2日	月	B			
3月3日	火	D	※	全地区・全区分対象 ※受付時間にご注意ください。	
歌津総合支所 検診室	3月4日	水	休み		
	3月5日	木	B		
	3月6日	金	A		
	3月7日	土	休み		
	3月8日	日	休み		
	3月9日	月	C		歌津地区
	3月10日	火	C		歌津地区
3月11日	水	休み			
3月12日	木	A			
3月13日	金	B			
3月14日	土	休み			
3月15日	日	D	※	全地区・全区分対象 ※受付時間にご注意ください。	
3月16日	月	D	※	全地区・全区分対象 ※受付時間にご注意ください。	

受付時間

午前の部：午前9時～11時
午後の部：午後2時～4時

【ご注意】
「※」が付いている受付日の受付時間は、「午前9時～午後1時」です。

町民税務課税務係 ☎46-1372